

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第37号 (平成27年6月4日、3回目の認定決定)

株式会社 トーカイ (高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 688人(うち女性 470人)

◆計画期間 平成25年4月1日から平成27年3月31日

[両立支援に関する制度]

- 育児休業は子が1歳に達する日の月末まで利用できます。
- 育児短時間勤務は、子が小学校3年生になるまで1日2時間を上限に15分単位で短縮することができます。
- 子の看護休暇、育児のための時間外労働、深夜業の制限は、子が小学校3年生になるまで利用でき、子の看護休暇は半日単位の取得が可能です。

[仕事と子育ての両立支援に関する取組み]

- 仕事と子育てを両立している従業員のための両立支援プログラム、両立支援ガイドブックの更新、周知を行いました。
- 両立支援プログラムに基づいて、継続的に対象労働者の支援を行いました。

[所定外労働削減に向けての取組み]

- 「20時消灯」、各部署での「ノー残業デー」について、ポスター等を活用して周知し、実施しています。
- 時間外労働削減に向けての具体的な実施内容について、各部署毎の話し合いを推進しました。また、結果を従業員へフィードバックすることにより、意識啓発を図りました。

[計画期間中の育児休業取得状況]

- 計画期間内に、男性労働者は1名が育児休業を取得しました。女性労働者は9名が育児休業を取得し、育児休業取得率は100%です。

企業からひとこと

平成17年より、仕事と家庭の両立ができるよう制度の整備や子育て支援の取り組みを進めて参りました。その結果「子育てサポート企業」として、3度目の認定を受けることができました。今後も、仕事と家庭の両立ができる、働きがいのある職場づくりを目指して、出来ることからひとつずつ取り組んで参ります。



育児休業を取得した従業員とお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>